明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（**内閣府**三八）　一

〔省　令〕

○経済産業省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令（**経済産業**二四）　二

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**二）　二

○元売業者を指定した件の一部を変更した件（**総務**一六九）　三

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一九四）　三

○政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件（**外務**一四九）　四

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定に関する書簡の交換に関する件（**同**一五〇）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**六一〇～六一三）　四

○地すべり防止区域を指定する件（**同**六一四）　五

○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（**経済産業**九一）　五

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**五二三～五二五）　六

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（**同**五二六、五二七）　六

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**八六、八七）　六

〔国会事項〕

通　運　六

海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　六

労　働　七

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　七

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　七

〔公　告〕

諸　事　項　八

官庁

財団、建設業の営業の停止命令、公示送達、建築士懲戒処分関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

会計検査院共済組合定款の一部変更、企業年金基金設立関係　一〇

会社その他

〔人事異動〕

内閣　特許庁　岩手県　山形県　福島県　群馬県　神奈川県　石川県　岐阜県　愛知県　三重県　兵庫県　山口県　愛媛県　福岡市　八

〔皇室事項〕

一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇

府　令

○内閣府令第三十八号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十二条の規定に基づき、国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令を次のように定める。　一〇

平成二十六年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令

人の力を補うため原動機を用いる三輪の自転車（以下「駆動補助機付三輪自転車」という。）であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを使用して貨物を運送することを内容とする新事業活動（産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第三項に規定する新事業活動をいう。）について法第十条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する新事業活動計画（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）に従って実施する当該新事業活動において貨物を運送するために使用される駆動補助機付三輪自転車（以下「特定駆動補助機付三輪自転車」という。）に対する道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の三の規定の適用については、同条中「速度　一　」とあるのは「速度　二　（牽引されるための装置を有するリヤカー（以下「被牽引装置付リヤカー」という。）を牽引する場合にあつては、三）」と、「減じた数値」とあるのは「減じた数値（被牽引装置付リヤカーを牽引する場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値）」と、「一　二　原動機を用いて人の力を補う機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと。」とあるのは「一　被牽引装置付リヤカーを牽引しているかどうかにかかわらず、原動機を用いて人の力を補う牽引する場合においても、交通の危険を生じさせ機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにるおそれがないと認められる性能を有する制動装より安全な運転の確保に支障が生じるおそれがな置を備えていること。

二　積載物を積載した被牽引装置付リヤカーを牽引していること。」とする。　一〇